

旧	新
<p>ほくせんローンカード Lite 会員規約</p> <p>第1条(会員資格)</p> <p>会員とは、以下の方をいいます。</p> <p>(1)2022年8月31日時点で株式会社ほくせん(以下「当社」という)が発行するクレジットカードを所有していた方で本規約承認のうえ、当社がほくせんローンカード Lite (以下「カード」という)の入会を認めた方。</p> <p>(2)2022年9月1日以降に本規約承認のうえ、当社に入会を申込み、当社がカードの入会を認めた方。</p> <p>第2条(カードの貸与・有効期限)</p> <p>2 カードは、会員本人以外は使用できません。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカード(カード裏面に記載された会員番号等の情報を含む)を使用し、管理するものとします。</p> <p>3 会員が他人にカードを貸与、譲渡、質入、その他担保に提供する等カードの占有を第三者に移転させることは一切できません。</p> <p>4 カードの使用、管理に際して、会員が本条2項、3項に違反し、その違反に起因してカードが不正に使用された場合、会員はそのカードの利用代金について全て支払いの責を負うものとします。</p> <p>第3条(カードの利用可能枠)</p> <p>2 会員は、利用残高が利用可能枠を超えない限り、繰り返し融資を受けることができますものとします。</p> <p>4 会員は、以下のいずれかに該当したときは、当社が特段の通知を要せず、カードの利用可能枠の減額(0円とすることを含む)又はカードの利用を停止することに異議ないものとします。</p>	<p>ほくせんローンカード Lite 会員規約</p> <p>第1条(会員資格)</p> <p>会員とは、以下の方をいいます。</p> <p>(1)2022年8月31日時点で株式会社ほくせん(以下「当社」という)が発行するクレジットカードを所有していた方で本規約を承認のうえ、当社がほくせんローンカード Lite (以下「カード」という)の入会を認めた方。</p> <p>(2)2022年9月1日以降に本規約を承認のうえ、当社に入会を申込み、当社がカードの入会を認めた方。</p> <p>第2条(カードの貸与・有効期限)</p> <p>2 カードは、会員本人以外は使用できません。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。</p> <p>3 会員が他人にカードを貸与、譲渡、質入、その他担保に提供する等カードの占有を第三者に移転させることは一切できません。</p> <p>4 カードの使用、管理に際して、会員が本条2項、3項に違反し、その違反に起因してカードが不正に使用された場合、会員は全て支払いの責を負うものとします。</p> <p>第3条(利用可能枠)</p> <p>2 会員は、利用残高が利用可能枠を超えない限り、繰り返し借入することができるものとします。</p> <p>4 会員は、以下のいずれかに該当したときは、当社が特段の通知を要せず、カードの利用可能枠の減額(0円とすることを含む)又はカードの利用を停止することに異議ないものとします。</p>

旧	新
<p>(1)貸金業法、日本貸金業協会が定める自主規制規則に基づく収入を証明する書面、その他の必要な書類が提出されない場合。</p> <p>(2)会員のキャッシングサービスに係る利用可能枠と当社との他の契約に基づく借入残高(当該契約が極度方式基本契約の場合には利用可能枠)及び他の貸金業者からの借入残高が、給与及びこれらに類する定期的な収入の合計額の3分の1を超えた場合。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>(3)その他当社が必要と認める場合。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>第5条(借入及び融資方法)</p> <p>1 会員は、当社の定める利用可能枠の範囲内で、以下の(1)～(3)の方法により当社から融資を受けることができます。(1)当社が指定した現金自動預払機及び現金自動貸付機(以下これらを総称して「ATM 等」という)でカードを使用することにより融資を受ける方法。</p> <p>(2)当社にお支払口座を登録している場合は、電磁的方法により所定の手続を行ったうえで、お支払口座への振込みにより融資を受ける方法。ただし、この場合の利用日は振込手続を行った日とします。</p> <p>(3)その他、当社が指定する方法。</p> <p>2 融資の利用は、1万円単位とします。ただし、当社「Web サービス」に登録いただき、「Webキャッシング」を利用する場合に限り、1万円以上の利用については、千円単位で利用することができます。</p>	<p>(1)本規約に違反した場合、又は債務不履行があった場合。</p> <p>(2)貸金業法その他の法令等に基づき必要とされる場合。</p> <p>(3)お客様のお取引状況に関する当社の審査により当社が相当と認めた場合。</p> <p>(4)その他当社が必要と認める場合。</p> <p>5 前項によりカードの利用可能枠を減額(0円とすることを含む)又はカードの利用を停止した後、その事由が解消されたことが認められた場合は、当社の判断により特段の通知を要せずに、減額前の利用可能枠まで増額、又は利用停止を解除することができるものとします。</p> <p>第5条(借入方法)</p> <p>1 会員は、当社の定める利用可能枠の範囲内で、以下の(1)～(3)の方法により当社から借入することができます。(1)当社が指定した現金自動預払機及び現金自動貸付機(以下これらを総称して「ATM 等」という)でカードを使用する方法。</p> <p>(2)当社に支払口座を登録している場合は、電磁的方法により所定の手続を行ったうえで、当社が支払口座へ振込する方法。なお、この場合の利用日は振込手続を行った日とします。</p> <p>(3)その他、当社が指定する方法。</p> <p>2 借入の利用は1万円単位とします。ただし、当社「Web サービス」に登録いただき、「Webキャッシング」を利用する場合に限り、1万円以上の利用については、千円単位で利用することができます。</p>

旧	新
<p>3 会員は融資利用代金を事業資金に供することはできません。</p> <p>第6条(返済日・返済方法・返済方式)</p> <p>1 会員は、融資利用代金を毎月末日に締切り、翌月以降毎月27日(金融機関休業日の場合、翌営業日)に、会員があらかじめ指定した支払口座から口座振替又は自動振込みにより支払うものとします。ただし、当社が認めた場合は、その他の支払方法、その他の支払日にすることができるものとします。</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p>2 キャッシングサービスの利用による支払方法は、一括払いとリボルビング払い(元利均等残高スライドリボルビング方式又は定額リボルビング方式)とし、会員は利用の都度一括払いかリボルビング払いかを指定するものとします。ただし、旧「revoca カード」会員の支払方法については、リボルビング払いのみとなります。</p> <p>3 キャッシングサービスの一括払いでの利用による支払金額は、利用日翌日から起算して支払日までの期間利息を融資金に加算して、当社より当社所定の方法により請求します。</p> <p>4 キャッシングサービスの一括払いの融資金について、当社が定める日までにリボルビング払いへの変更申込を行い、当社が適当と認めた場合は、キャッシングサービスの一括払いの融資金をリボルビング払いに変更することができます。その場合、当該融資金の利用日翌日から起算して利息を計算するものとし、本条5項から8項が適用となります。</p>	<p>3 会員は借入金を事業資金に供することはできません。</p> <p>第6条(支払日・支払方法・返済方式)</p> <p>1 毎月末日を利用の締日とし、翌月以降毎月27日(金融機関休業日の場合、翌営業日)に、会員があらかじめ指定した支払口座から口座振替又は自動振込み(以下「口座振替」という)により支払うものとします。ただし、当社が認めた場合は、その他の支払方法、その他の支払日にすることができるものとします。</p> <p>2 当社は本条1項に規定する支払日に約定返済額を請求するときは、あらかじめ利用明細及び利用残高が記載された書面(以下、「利用明細書」という)を、電磁的方法又は会員の届出住所宛に送付する等の方法により通知するものとします。</p> <p>3 残高不足等により支払日に口座振替ができなかった場合、当社は、当月の支払債務の全部又は一部につき、支払日当日又はそれ以降に再度口座振替による引き落としをすることができるものとします。</p> <p>4 支払方法は、一括払いとリボルビング払い(元利均等残高スライドリボルビング方式又は定額リボルビング方式)とし、会員は利用の都度一括払いかリボルビング払いかを指定するものとします。ただし、旧「revoca カード」会員の支払方法については、リボルビング払いのみとなります。</p> <p>5 一括払いでの利用による支払金額は、利用日翌日から起算して支払日までの期間利息を借入金に加算して、当社より当社所定の方法により請求します。</p> <p>6 一括払いの借入金について、当社が定める日までにリボルビング払いへの変更申込を行い、当社が適当と認めた場合は、一括払いの借入金をリボルビング払いに変更することができます。その場合、当該借入金の利用日翌日から起算して利息を計算するものとし、本条7項から10項が適用となります。</p>

旧	新
<p>5 リボルビング払いにおいて、支払いコースは当社が会員個別に設定するものとなりますが、会員の申し出により、当社が申し出を承認した場合には、他の支払いコースに変更することができるものとします。その際、リボルビング払いの変更前に利用した融資残高についても、変更後のリボルビング払い方式によりお支払いいただきます。また、各回の約定返済月よりも前に支払った場合、任意の増額支払いとし、会員は、その後に到来する約定返済額の免責を主張できません。従って、任意の増額支払後も定められた約定返済額に従って返済するものとします。</p>	<p>7 リボルビング払いにおいて、支払いコースは当社が会員個別に設定するものとなりますが、会員の申し出により、当社が申し出を承認した場合には、他の支払いコースに変更することができるものとします。その際、リボルビング払いの変更前に利用した借入残高についても、変更後のリボルビング払い方式によりお支払いいただきます。また、各回の約定返済月よりも前に支払った場合、任意の増額支払いとし、会員は、その後に到来する約定返済額の免責を主張できません。従って、任意の増額支払後も定められた約定返済額に従って返済するものとします。</p>
<p>6 キャッシングサービスのリボルビング払いでの利用による毎月の支払金額は、元利均等残高スライドリボルビング方式を選択した場合は下表(1)～(5)に定める返済額、定額リボルビング方式を選択した場合は下表(6)のうち会員個別に設定した返済額となります。ただし、支払方法及び支払日により請求確定時まで会員の入金がない場合は、前月までの利用残高に対して、当社所定の方法により請求します。なお、利用代金残高と利息の合計が会員の指定した返済方式及びコースの返済額に満たない場合は、利用代金残高に利息を加えた金額が約定返済額となります。ただし、旧「revoca カード」会員の返済コースは定額リボルビング方式のみとし、返済額は5,000円以上とします。</p>	<p>8 リボルビング払いでの利用による毎月の支払金額は、元利均等残高スライドリボルビング方式を選択した場合は下表(1)～(5)に定める返済額、定額リボルビング方式を選択した場合は下表(6)のうち会員個別に設定した返済額となります。ただし、支払方法及び支払日により請求確定時まで会員の入金がない場合は、前月までの利用残高に対して、当社所定の方法により請求します。なお、利用残高と利息の合計が会員の指定した返済方式及びコースの返済額に満たない場合は、利用残高に利息を加えた金額が約定返済額となります。ただし、旧「revoca カード」会員の返済コースは定額リボルビング方式のみとし、返済額は5,000円以上とします。</p>
<p>7 一括払いの利率は実質年率13.20～18.00%、リボルビング払いの利率は実質年率13.20～18.00%とし、会員の適用利率はカード送付時の書面にて会員に通知するものとします。ただし、金融情勢の変動により利率を改定することがありますが、この場合は第24条の規定に係らず当社が利率変更の通知をした後は、改定日以後の利用分より改定後の利率が適用されることに会員は異議ないものとします。</p>	<p>9 一括払いの利率は実質年率13.20～18.00%、リボルビング払いの利率は実質年率13.20～18.00%とし、会員の適用利率はカード送付時の書面にて会員に通知するものとします。ただし、金融情勢の変動により利率を改定することがありますが、この場合は第24条の規定に係らず当社が利率変更の通知をした後は、改定日以後の利用分より改定後の利率が適用されることに会員は異議ないものとします。</p>
<p>8 利息は1年を365日(うるう年は366日)とする日割計算とし、支払期日に経過利息を後払いするものとします。なお、リボルビング払いにおいては、初回分は利用日翌日から支払日までの期間の日割計算とし、第2回目以降は前回支払日翌日から今回支払日まで</p>	<p>10 利息は1年を365日(うるう年は366日)とする日割計算とし、支払期日に経過利息を後払いするものとします。なお、リボルビング払いにおいては、初回分は利用日翌日から支払日までの期間の日割計算とし、第2回目以降は前回支払日翌日から今回支払日まで</p>

旧	新																																
<p>の期間の日割計算とします。</p> <p>利息計算方法</p> <p>利息＝利用残高×適用利率(実質年率)÷365日×経過日数</p> <p>利息計算方法(うるう年)</p> <p>利息＝利用残高×適用利率(実質年率)÷366日×経過日数</p> <p>9 融資利率が利息制限法第1条1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払い義務はございません。</p> <p>(1)1万円コースA(元利均等残高スライドリボルビング方式)</p> <p>※融資基本利用可能枠 50 万円超の会員は指定できません。</p> <p>(3)スライド3千円コース(元利均等残高スライドリボルビング方式)</p> <p>※融資基本利用可能枠 10 万円超の会員は指定できません。</p> <p>(4)スライド5千円コース(元利均等残高スライドリボルビング方式)</p> <p>※融資基本利用可能枠 20 万円超の会員は指定できません。</p> <p>(6)定額コース(定額リボルビング方式)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">返済額(利息含む)</th> <th style="text-align: center;">利用可能枠上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4,000円</td> <td style="text-align: center;">融資基本利用可能枠10万円まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,000円</td> <td style="text-align: center;">融資基本利用可能枠20万円まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20,000円</td> <td style="text-align: center;">融資基本利用可能枠50万円まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30,000円</td> <td style="text-align: center;">融資基本利用可能枠80万円まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40,000円</td> <td style="text-align: center;">融資基本利用可能枠上限なし</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td style="text-align: center;">融資基本利用可能枠上限なし</td> </tr> </tbody> </table>	返済額(利息含む)	利用可能枠上限	4,000円	融資 基本利用可能枠10万円まで	5,000円	//	10,000円	融資 基本利用可能枠20万円まで	20,000円	融資 基本利用可能枠50万円まで	30,000円	融資 基本利用可能枠80万円まで	40,000円	融資 基本利用可能枠上限なし	50,000円	融資 基本利用可能枠上限なし	<p>での期間の日割計算とします。</p> <p>利息計算方法</p> <p>利息＝利用残高×適用利率(実質年率)÷365日×経過日数</p> <p>利息計算方法(うるう年)</p> <p>利息＝利用残高×適用利率(実質年率)÷366日×経過日数</p> <p>11 借入利率が利息制限法第1条1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について会員に支払い義務はございません。</p> <p>(1)1万円コースA(元利均等残高スライドリボルビング方式)</p> <p>※基本利用可能枠 50 万円超の会員は指定できません。</p> <p>(3)スライド3千円コース(元利均等残高スライドリボルビング方式)</p> <p>※基本利用可能枠 10 万円超の会員は指定できません。</p> <p>(4)スライド5千円コース(元利均等残高スライドリボルビング方式)</p> <p>※基本利用可能枠 20 万円超の会員は指定できません。</p> <p>(6)定額コース(定額リボルビング方式)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">返済額(利息含む)</th> <th style="text-align: center;">利用可能枠上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4,000円</td> <td style="text-align: center;">基本利用可能枠10万円まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">基本利用可能枠10万円まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,000円</td> <td style="text-align: center;">基本利用可能枠20万円まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20,000円</td> <td style="text-align: center;">基本利用可能枠50万円まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30,000円</td> <td style="text-align: center;">基本利用可能枠80万円まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40,000円</td> <td style="text-align: center;">基本利用可能枠90万円まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50,000円</td> <td style="text-align: center;">基本利用可能枠90万円まで</td> </tr> </tbody> </table>	返済額(利息含む)	利用可能枠上限	4,000円	基本利用可能枠10万円まで	5,000円	基本利用可能枠10万円まで	10,000円	基本利用可能枠20万円まで	20,000円	基本利用可能枠50万円まで	30,000円	基本利用可能枠80万円まで	40,000円	基本利用可能枠90万円まで	50,000円	基本利用可能枠90万円まで
返済額(利息含む)	利用可能枠上限																																
4,000円	融資 基本利用可能枠10万円まで																																
5,000円	//																																
10,000円	融資 基本利用可能枠20万円まで																																
20,000円	融資 基本利用可能枠50万円まで																																
30,000円	融資 基本利用可能枠80万円まで																																
40,000円	融資 基本利用可能枠上限なし																																
50,000円	融資 基本利用可能枠上限なし																																
返済額(利息含む)	利用可能枠上限																																
4,000円	基本利用可能枠10万円まで																																
5,000円	基本利用可能枠10万円まで																																
10,000円	基本利用可能枠20万円まで																																
20,000円	基本利用可能枠50万円まで																																
30,000円	基本利用可能枠80万円まで																																
40,000円	基本利用可能枠90万円まで																																
50,000円	基本利用可能枠90万円まで																																

旧	新
<p>第8条(遅延損害金)</p> <p>会員がキャッシングサービスの利用による支払いを遅滞したときは、遅滞した元本に対して返済期日の翌日から返済日に至るまで、また、期限の利益喪失の場合には、未払債務(元本分)に対して期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、年率 20.00% を乗じ日割計算(1 年を 365 日とし、うるう年は1 年を 366 日とする)により算出した遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>第10条(届出事項の変更)</p> <p>1 会員は、当社に届け出た住所、氏名、自宅電話番号、勤務先、学籍、お支払口座等について変更があった場合、又は会員に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付のうえ、速やかに所定の届出書又は電話及び電磁的方法等により当社に届け出るものとします。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>第11条(ご利用、ご返済に係る書面)</p> <p>1 会員は、当社が貸金業法第17条1項、及び貸金業法第18条1項に規定する書面に代えて、一定期間における融資、返済及びその他の取引状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付すること、及び融資の際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、あらかじめ承諾するものとします。</p> <p>2 会員が希望する場合、本条1項に定める融資、返済及びその他の取引状況を記載した書面を電磁的方法により交付するものとします。会員が電磁的方法により交付する書面を希望した場合は、本条1項に定める融資、返済及びその他の取引状況を記載した書面の送付は停止されることを承諾し、会員の責任において当社が提供する一定期間にお</p>	<p>第8条(遅延損害金)</p> <p>会員が支払いを遅滞したときは、遅滞した元本に対して返済期日の翌日から返済日に至るまで、また、期限の利益喪失の場合には、未払債務(元本分)に対して期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、年率 20.00% を乗じ日割計算(1 年を 365 日とし、うるう年は1 年を 366 日とする)により算出した遅延損害金を支払うものとします。</p> <p>第10条(届出事項の変更)</p> <p>1 会員は、当社に届け出た住所、氏名、自宅電話番号、勤務先、支払口座等について変更があった場合、又は会員に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付のうえ、速やかに所定の届出書又は電話及び電磁的方法等により当社に届け出るものとします。</p> <p>4 会員は、現在又は過去に外国の重要な公的地位にある者等犯罪収益移転防止法施行令第12条第3項に定める者(外国 PEPs等)に該当する場合、速やかに当社に書面等で届け出るものとします。</p> <p>第11条(借入、返済に係る書面)</p> <p>1 会員は、当社が貸金業法第17条1項、及び貸金業法第18条1項に規定する書面に代えて、一定期間における借入、返済及びその他の取引状況を記載した書面を郵送その他当社所定の方法により交付すること、及び借入の際に記載事項を簡素化した書面を交付することについて、あらかじめ承諾するものとします。</p> <p>2 会員が希望する場合、本条1項に定める借入、返済及びその他の取引状況を記載した書面を電磁的方法により交付するものとします。会員が電磁的方法により交付する書面を希望した場合は、本条1項に定める借入、返済及びその他の取引状況を記載した書面の送付は停止されることを承諾し、会員の責任において当社が提供する一定期間にお</p>

旧	新
<p>る融資、返済及びその他の取引状況を記載した電磁的方法により交付した書面を閲覧・印刷にて毎月確認することとします。なお、会員はいつでも交付方法を変更できるものとし、会員が当該変更をするときは、当社所定の方法によるものとします。また、当社が電磁的方法による書面の交付を不相当と判断した場合、会員は郵送その他当社所定の交付方法に変更されても異議ないものとします。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第14条(紛失・盗難)</p> <p>1 カードが紛失・盗難・詐取・横領等(以下「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、会員は、そのカードの利用代金について全て支払いの責を負うものとします。</p> <p>第16条(利用の一時停止)</p> <p>1 当社は、カードの利用状況が不相当又は不審な場合、若しくは延滞が頻繁に発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、会員に通知することなくカードの利用を一時的にお断りすることがあります。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>る借入、返済及びその他の取引状況を記載した電磁的方法により交付した書面を閲覧・印刷にて毎月確認することとします。なお、会員はいつでも交付方法を変更できるものとし、会員が当該変更をするときは、当社所定の方法によるものとします。また、当社が電磁的方法による書面の交付を不相当と判断した場合、会員は郵送その他当社所定の交付方法に変更されても異議ないものとします。</p> <p>第13条の2(取引内容の確認)</p> <p>1 当社が会員の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めた場合、会員はこれに応じるものとします。</p> <p>2 日本国籍を保有せず本邦に居住する会員は、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を確認するために、当社の求めに応じ在留資格に関する証明書を当社所定の方法により提出するものとします。</p> <p>3 会員が前2項の定めに従わない場合、当社は会員に通知することなくカードの利用を一時的に制限し、又は会員資格の喪失の措置をとることができるものとします。</p> <p>第14条(紛失・盗難)</p> <p>1 カードが紛失・盗難・詐取・横領等(以下「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、会員は全て支払いの責を負うものとします。</p> <p>第16条(利用の一時停止)</p> <p>1 当社は、カードの利用状況が不相当又は不審な場合、若しくは延滞が頻繁に発生する等の支払状況等の事情によっては、会員に通知することなくカードの利用を一時的にお断りすることがあります。</p> <p>第17条の2(マネー・ローンダリング等の禁止)</p> <p>会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力(テロリストを含む。)に対して資金供与等をする事、又は経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行</p>

旧	新
<p>第18条(期限の利益喪失)</p> <p>1 会員は、以下のいずれかに該当したときは、本規約に基づく債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。</p> <p>(7)会員が入会申込書又は借入申込書に事実と相違する事項を記載して融資を受けたことが判明したとき。</p> <p>4 当社は、会員が以下のいずれかに該当したとき、その他当社において会員として不適格と認めたときは、通知・催告等をせずに会員資格の喪失の措置をとることができるものとします。その場合カードは、本条1項に準じて処理するものとします。</p> <p>(3)カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠ったとき。</p> <p>(追加)</p> <p>(10)その他当社が不適格と認めたととき。</p> <p>(11)会員が、当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて本項(1)～(10)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき。</p> <p>第20条(利息以外に会員が負担する費用)</p> <p>1 会員は、当社が提携しているATM等でカード及び登録された暗証番号を使用することにより融資を受けた場合、手数料としてご利用1回につき、1万円以下は110円、1万円超は220円(ともに税込)を負担するものとします。</p> <p>第21条(その他承認事項)</p> <p>1 会員は、資格を取り消された場合、あるいは当社の責めに帰すべからざる事由により融資が受けられなかった場合や融資が遅延した場合、又は都合により本規約に定める融資制度が中止された場合、当社に対し、損害賠償の請求ができないことをあらかじめ承諾</p>	<p>為を遂行する目的で、又はこれらの行為を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。</p> <p>第18条(期限の利益喪失)</p> <p>1 会員は、以下のいずれかに該当したときは、本規約に基づく債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。</p> <p>(7)会員が入会申込書又は借入申込書に事実と相違する事項を記載して借入したことが判明したとき。</p> <p>4 当社は、会員が以下のいずれかに該当したとき、その他当社において会員として不適格と認めたときは、通知・催告等をせずに会員資格の喪失の措置をとることができるものとします。その場合カードは、本条1項に準じて処理するものとします。</p> <p>(3)当社に対する債務の履行を怠ったとき。</p> <p>(10)会員に対する当社の本規約に基づく残高が0円の状態が1年以上続いたとき。</p> <p>(11)その他当社が不適格と認めたととき。</p> <p>(12)会員が、当社から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて本項(1)～(11)に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき。</p> <p>第20条(利息以外に会員が負担する費用)</p> <p>1 会員は、当社が提携しているATM等で借入した場合、手数料としてご利用1回につき、1万円以下は110円、1万円超は220円(ともに税込)を負担するものとします。</p> <p>第21条(その他承認事項)</p> <p>1 会員は、資格を取り消された場合、あるいは当社の責めに帰すべからざる事由により借入できなかった場合や借入が遅延した場合、又は都合により本規約に定める借入が中止された場合、当社に対し、損害賠償の請求ができないことをあらかじめ承諾するものと</p>

旧	新
<p>するものとしします。</p> <p>2 会員が約定返済日までに口座振替又は自動払込み以外の方法で当月約定金の返済をした場合でも、当社の事務の都合上、約定返済日に口座振替又は自動払込みがなされることがあり、この場合口座振替又は自動払込みされた金員は、第6条5項の任意の増額支払いとするものとしします。</p>	<p>ます。</p> <p>2 会員が約定返済日までに口座振替以外の方法で当月約定金の返済をした場合でも、当社の事務の都合上、約定返済日に口座振替がなされることがあり、この場合口座振替された金員は、第6条7項の任意の増額支払いとするものとしします。</p>
2022年09月01日改定	2024年06月01日改定
<p>個人情報の取扱いに関する同意条項</p> <p>第3条(利用の中止の申し出)</p> <p>会員等は、第1条4項(1)～(3)の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申し出ることができます。ただし、クレジットカード送付時、ご利用代金明細書(電磁的記録の送信を含む)並びに本契約の業務上必要な書類に同封(同送)される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。</p> <p>第5条(開示費用の負担)</p> <p>1 会員等は、当社に対し自己に関する個人情報の開示、利用目的の通知について申請した場合、1回の申請につき開示費用としてカード1枚あたり1,100円(税込)を負担するものとしします。</p> <p>第7条(停止、消去、第三者提供の停止)</p> <p>会員本人から保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止を求められ、その求めに正当な理由があると判明した場合は、これに遅滞なく応じるものとしします。ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2)法令等に基づく保存義務に対応する場合。</p>	<p>個人情報の取扱いに関する同意条項</p> <p>第3条(利用の中止の申し出)</p> <p>会員等は、第1条4項(1)～(3)の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申し出ることができます。ただし、カード送付時、利用明細書(電磁的記録の送信を含む)並びに本契約の業務上必要な書類に同封(同送)される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。</p> <p>第5条(開示費用の負担)</p> <p>1 会員等は、当社に対し自己に関する個人情報の開示、利用目的の通知について申請した場合、1回の申請につき開示費用として1,100円(税込)を負担するものとしします。</p> <p>第7条(停止、消去、第三者提供の停止)</p> <p>会員本人から保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止を求められ、その求めに正当な理由があると判明した場合は、これに遅滞なく応じるものとしします。ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合。</p>

旧	新
<p>(3) 当社の正当な事業活動において保有個人データの保存を必要とする場合。 (追加)</p> <p>2022年12月01日改定</p>	<p>(3) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。 (4) 法令に違反する場合。</p> <p>2024年06月01日改定</p>